南極投票人証

投票人名簿に記載
されている住所
氏　　名

上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）
選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

憲法改正案の種類	投票期日	令第67条の規定による投票用紙の交付	令第85条の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			南極地域調査組織の長に対する交付	南極調査員に対する交付			
	何年何月何日	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付

備考

1　この証明書の有効期間は、交付の日から国民投票の期日又は南極調査期間が満了する日（何年何月何日）のいずれか早い日までとする。

2　この証明書の交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けた場合には、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選管理委員会の委員長に返さなければならない。

備考

1　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

2　令第47条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3　令第67条の規定により記入する場合には、「令第67条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4　令第85条第3項において準用する令第82条第4項の規定により記入する場合には、「南極地域調査組織の長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5　令第85条第3項において準用する令第82条第15項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。